

排水設備完了検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀市下水道条例（平成17年10月1日佐賀市条例第192号。以下「下水道条例」という。）第8条、佐賀市農業集落排水処理施設条例（平成17年10月1日佐賀市条例第193号。以下「農集条例」という。）第9条及び佐賀市市営浄化槽条例（平成21年12月18日佐賀市条例第38号。以下「浄化槽条例」という。）第11条に規定する検査の適正かつ公正な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 下水道条例第8条、農集条例第9条及び浄化槽条例第11条に規定する検査（以下「検査」という。）は、完了図面等の関係書類による検査（以下、「書類検査」という。）及び現地検査とする。

(検査の対象)

第3条 検査は、下水道条例第7条、農集条例第8条及び浄化槽条例第10条に規定する計画の確認を受けた工事について行うものとする。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が、特に認めるものについては、現地検査を省略することができる。

(検査の基準)

第4条 検査の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 排水設備の設置により、公共下水道、農業集落排水処理施設又は市営浄化槽の機能及び構造の保全に悪影響を及ぼしていないこと。
- (2) 排水設備の構造等が下水道条例及び佐賀市下水道条例施行規程（平成24年佐賀市上下水道事業管理規程第30号）、農集条例及び佐賀市農業集落排水処理施設条例施行規程（平成24年佐賀市上下水道事業管理規程第33号）又は浄化槽条例及び佐賀市市営浄化槽条例施行規程（平成24年佐賀市上下水道事業管理者規程第35号）に適合していること。ただし、浄化槽条例第11条に規定する検査の場合は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第7条及び第11条に規定する検査のうち、排水設備に関する項目が適正であること。

(再検査)

第5条 検査の結果、前条に定める検査基準に適合しない場合、管理者は、申請者及び佐賀市排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）に対して手直しを指示し、当該手直し完了後再検査を行うものとする。

- 2 手直しの指示を受けた指定工事店は、管理者が指定する期間内に改善し、再検査を受けなければならない。

(委任)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。